

広島県告示第五百二十一号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第四項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年八月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面積（㎡）
松谷 孝則	尾道市瀬戸田町林 一三三七番地	尾道市瀬戸田町高根字寺本 六一九番ほか二筆	三、一四五
村上 丈次	尾道市因島重井町 六〇五五番地一	尾道市因島中庄町字油屋新 開ヲ印四八一六番二ほか一 筆	二、〇四二
農事組合法人黄金の里 井関	神石郡神石高原町 井関二〇三八番地	神石郡神石高原町井関七二 一番一ほか三筆	四、七九〇

二 認可年月日

平成二十八年八月十六日